

学校法人 富山国際学園 寄附行為

令和3年4月

学校法人 富山国際学園

学校法人富山国際学園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人富山国際学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を富山県富山市願海寺水口 444 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校等)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 富山国際大学 現代社会学部 現代社会学科

子ども育成学部 子ども育成学科

(2) 富山短期大学 食物栄養学科・幼児教育学科・経営情報学科・健康福祉学科

(3) 富山国際大学附属高等学校（全日制課程普通科）

(4) 富山短期大学附属みどり野幼稚園

2 上記以外に、附帯事業として次に掲げる施設を設置する。

認可外保育施設

第3章 役員、顧問及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上12人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。

3 理事（理事長を除く。）のうち2名以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人が設置する学校の学長、校長及び園長（以下「学長等」という。）のうち理事

会において選任された者 1人以上3人以内

(2) 事務局長

(3) 評議員のうちから評議員会において選任された者 1人以上5人以内

(4) 学識経験者のうちから理事会において選任された者 2人以上3人以内

2 前項第1号から第3号までに規定する理事は、学長等、事務局長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長等、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは3親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができるものを選任するものとする。

3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4 前項第6号の請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求す

ることができる。

(役員任期)

第8条 役員(第6条第1項第1号及び第2号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)

の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の事項によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(名誉理事長及び顧問)

第10条の2 この法人に名誉理事長及び顧問を置くことができる。

2 名誉理事長及び顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 名誉理事長及び顧問は、この法人の事業の運営について理事会に出席して意見を述べるることができる。ただし、議決に加わることはできない。

4 名誉理事長及び顧問の職務等については、別に定める。

(理事会)

第11条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 第7条第4項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第12条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事長の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の職務及び代表権の制限)

第14条 理事(理事長を除く。以下次項において同じ。)は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

2 理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定

めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事長が指名する常務理事が理事長の職務を代理する。

(常務理事の職務)

第 15 条の 2 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

第 15 条の 3 削除

(議事録)

第 16 条 議長は、理事会の開催場所、日時、議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席理事のうちから互選された理事 2 名以上が署名押印し、常にこれを事務所に備え置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 17 条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、11 人以上 30 人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 20 日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければその議事を開き、議決することができない。ただし、第 12 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項について書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評

議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第 18 条 第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第 2 項中「理事」を「評議員」に読み替えるものとする。

(諮問事項)

第 19 条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 予算及び事業計画

(2) 事業に関する中期的な計画

(3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

(5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(6) 寄附行為の変更

(7) 合併

(8) 目的たる事業の成功の不能による解散

(9) 寄附金品の募集に関する事項

(10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第 20 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 21 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の職員で、理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任された者 5 人以上 10 人以内

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものの中から、理事会において選任された者 1 人以上 3 人以内

(3) 学識経験者のうちから、理事会において選任された者 5 人以上 17 人以内

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第22条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第22条の2 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第5章 資産及び会計

(資産)

第23条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第24条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第25条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第26条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な銀行に定

期貯金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 27 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 28 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 29 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5 年以上 7 年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 30 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても同様とする。

(決算及び事業の実績)

第 31 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 32 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 32 条の 2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準
(役員の報酬)

第 32 条の 3 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第 33 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 34 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解散)

第 35 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席理事の 3 分の 2 以上の議決
- (3) 合 併
- (4) 破 産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号の事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を、同項第 2 号の事由による解散にあつては、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 36 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校

法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第 37 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 38 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第 39 条 この法人は、第 32 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、富山国際大学及び富山短期大学の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 41 条 この寄附行為の施行についての細則、その他この法人及びこの法人の設置する学校の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則 (昭和 44 年 10 月 28 日 文部大臣認可)

この寄附行為は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行し、昭和 45 年度入学生から適用する。

附 則 (昭和 46 年 1 月 27 日 文部大臣認可)

第 4 条第 1 項第 1 号の改正規定は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行し、昭和 46 年度入学生から適用する。

附 則 (昭和 47 年 5 月 16 日 文部大臣認可)

第 3 章の章名、第 10 条の 2、第 11 条、第 17 条、第 21 条、第 23 条、第 26 条の見出し及び

第 31 条の改正規定は、昭和 47 年 5 月 16 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 12 月 16 日 文部大臣認可）

第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の改正規定は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 12 月 9 日 文部大臣認可）

第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項第 2 号、第 17 条第 2 項及び第 21 条第 1 項第 3 号の改正規定は、昭和 56 年 12 月 9 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 1 月 16 日 文部大臣認可）

第 4 条第 1 項の改正規定は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 2 月 23 日 文部大臣認可）

第 5 条第 1 項及び第 3 項、第 6 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条第 1 項、第 15 条の 2 及び第 15 条の 3 の改正規定は、昭和 58 年 2 月 23 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 6 月 9 日 文部大臣認可）

第 3 条第 2 項及び第 26 条の 2 の改正規定は、昭和 63 年 6 月 9 日から施行する。

附 則（平成元年 12 月 22 日 文部大臣認可）

1 第 1 条、第 4 条、第 5 条第 1 項、第 6 条、第 15 条の 3、第 17 条第 2 項、第 21 条第 1 項及び第 40 条の改正規定は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この寄附行為施行の際、現に理事若しくは評議員である者の任期は、第 8 条第 1 項及び第 22 条の規定にかかわらず平成 2 年 3 月 31 日をもって、その任期を満了したものとみなす。

附 則（平成 3 年 5 月 13 日 文部大臣認可）

第 3 条第 2 項及び第 26 条の 2 の改正規定（削除）は、文部大臣の認可の日から施行する。

附 則（平成 3 年 9 月 27 日 文部大臣認可）

第 4 条第 3 号の改正規定は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 7 月 29 日 文部大臣認可）

1 第 4 条第 2 号の改正規定は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 富山女子短期大学の家政学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 2 号の規定にかかわらず、平成 6 年 3 月 31 日に該当学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成 7 年 3 月 6 日 文部大臣認可）

第 8 条第 1 項及び第 33 条の改正規定は、文部大臣認可の日から施行する。

附 則（平成 7 年 12 月 22 日 文部大臣認可）

第 4 条第 2 号の改正規定は、文部大臣の認可の日から施行する。

附 則（平成 10 年 2 月 16 日 文部大臣認可）

第4条の2の改正規定は、文部大臣認可の日から施行する。

附 則（平成10年5月7日 文部大臣認可）

1. 第4条第2号の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。
2. 富山女子短期大学商経学科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず、平成11年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成11年4月30日 文部大臣認可）

第4条第2号及び第4号の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月22日 文部大臣認可）

第4条第1号、第6条第1項第2号、第3号、第4号及び第6条第2項の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月22日 文部大臣認可）

第4条第1号の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年10月30日 文部科学大臣認可）

第4条第2号、第4条の2、第7条第2項第3号、第35条第1項第5号、同条第2項、第37条及び第38条の規定は、文部科学大臣認可の日から施行する。

附 則（平成13年12月21日 文部科学大臣認可）

第5条第1項、第6条第1項第1号、第6条第2項、第17条第2項及び第21条第1項第3号の改正規定は、文部科学大臣認可の日から施行する。

附 則（平成15年3月26日 理事会決定）

第4条第1号の改正規定は、理事会決定の日から施行する。

附 則（平成16年2月16日 文部科学大臣認可）

第38条の改正規定は、文部科学大臣認可の日から施行する。

附 則（平成16年12月10日 文部科学大臣認可）

第16条及び第18条の改正規定は、文部科学大臣認可の日から施行する。

附 則（平成17年2月4日 文部科学大臣認可）

（施行期日）

- 1 この寄附行為の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第7条第2項（第3号に係る部分に限る。）、第31条第2項及び第32条の改正規定は、平成16年4月1日以後に始まる会計年度に係る監査報告書、決算及び事業の実績、事業報告書並びに財産目録等について適用する。

附 則（平成 17 年 9 月 12 日 文部科学大臣認可）

第 5 条第 3 項の改正規定は、文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則（平成 18 年 5 月 31 日 理事会決定）

第 4 条第 1 号の改正規定は、理事会決定の日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日 文部科学大臣認可）

第 6 条の改正規定は、文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 25 日 理事会決定）

第 4 条第 1 号中現代社会学部にかかる改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

第 17 条第 2 項及び第 21 条第 1 項の改正規定は、文部科学大臣の認可の日（平成 20 年 5 月 15 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 20 年 10 月 31 日）から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 17 日 理事会決定）

第 4 条第 1 号の改正規定は、理事会決定の日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 29 日 理事会決定）

第 4 条第 1 号の改正規定は、理事会決定の日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 20 日文部科学大臣認可）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 24 日文部科学大臣認可）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 2 日理事会決定）

第 4 条第 1 項の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 8 日文部科学大臣認可）

第 4 条第 2 項の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 18 日文部科学大臣認可）

この寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。